

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

市立釧路総合病院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院および外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

患者さまにおかれましても、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページより

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

2021年（令和3年）6月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする目標が定められました。

厚生労働省は目標の実現に向け後発医薬品の使用促進のための施策に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直し等を行い適切に対応させていただきます。医薬品の供給状況によっては薬剤を変更する可能性があります。変更する場合におきましては、十分な説明をおこないます。ご協力お願いいたします。

市立釧路総合病院 病院長